

事 務 連 絡
令和8年7月21日

障害福祉サービス事業所等管理者 様

高松市健康福祉局障がい福祉課長

就労移行支援事業・就労継続支援事業(A型・B型)における
在宅支援の取り扱いについて(周知)

日頃は、障がい福祉行政に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、報道等でもご存じのとおり、一部の事業所において、就労移行支援事業・就労継続支援事業(A型・B型)における在宅支援の取り扱いについて、不適切な事例があり、厚生労働省より在宅支援の要件遵守の徹底について(令和8年4月13日付事務連絡)通知がありました。

計画相談支援事業所等よりお問い合わせも多数いただきましたので、留意点及び提出書類等を再度お知らせいたします。

資料等をご確認の上、就労移行支援事業・就労継続支援事業(A型・B型)における在宅支援の要件遵守及び適切な運用の徹底をお願いいたします。

【在宅支援】

就労移行支援事業・就労継続支援事業(A型・B型)における在宅支援は、難病や障害特性により通所が困難な方が在宅での就労を行うことで支援効果が認められると自治体が判断した場合でかつ、別紙要件(参照／厚生労働省令和8年4月13日付事務連絡「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における在宅支援の要件遵守の徹底について」＜参考資料＞)にいずれも該当する場合に公費請求が認められるものです。

なお、支援効果や利用条件の確認については、支給決定権者が行う必要がありますので、高松市以外の自治体の利用者から相談があった場合は、該当自治体に確認ください。

▶ お問い合わせの多い他の都道府県事業所の利用について

特に他都道府県等の事業所利用について、在宅利用届に記載されている在宅利用条件④「緊急時の対応ができること。が要件としてあることから、事業所が近隣市町外にある場合は、当該事業所のサービス提供職員が利用者宅に速やかに伺うことは困難であるため、本来は近隣市町外の事業所との在宅利用は想定していません。

現実的に緊急時の対応や対面での評価等が可能かどうかも含めて、利用契約前に利用者等と協議する必要があります。

<裏面あり>

【自治体判断の基となる提出書類】

・在宅利用届

※在宅利用届の様式の見直しを行いましたので、以降より別添の様式にてご提出ください。

・個別支援計画

・利用者基礎データ(在宅利用を希望していることが分かるもの)

【添付資料】

・事務連絡

・(高松市)在宅利用届

・厚生労働省令和8年4月13日付事務連絡

「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における在宅支援の要件遵守の徹底について」

<お問い合わせ先>

高松市 健康福祉局 障がい福祉課 指導監査係

mail/ syoufuku@city.takamatsu.lg.jp

tel/ 087-839-2333 fax/ 087-821-0086